

# 神戸市療育ネットワーク会議「第9回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」

(日時)令和5年7月 25 日(火)15:00~17:00

(場所)中央区文化センター10 階 1001・1002 会議室

---

## 議 事 次 第

---

### 1. 開 会

### 2. 議 題

(1) 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制について

(2) 次期神戸市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

### 3. 閉会

---

## 資 料

---

資料1 こべっこ発達専門チームによるモデル事業 ①発達二次健診(イメージ)

資料2 こべっこ発達専門チームによるモデル事業 ②家族相談(イメージ)

資料3 発達相談支援体制の充実(イメージ)

[参考] 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制について

資料4 特別支援教育相談センターリーフレット

資料5 令和5年度 就学相談に関するチラシ(保護者配布用)

資料6 特別支援教育相談センターの状況

資料7 令和5年度サポートブック 作り方講座の開催 について

資料8 次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定について

資料9 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

資料10 次期障がい児福祉計画の策定に向けた当会議の意見提出について

資料11 第8回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議(令和5年3月9日)議事要旨

[参考] 神戸市療育ネットワーク会議「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」(概要)

「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」実施状況

## こべっこ発達専門チームによるモデル事業

## ① 発達二次健診（イメージ）

## (1) 目的

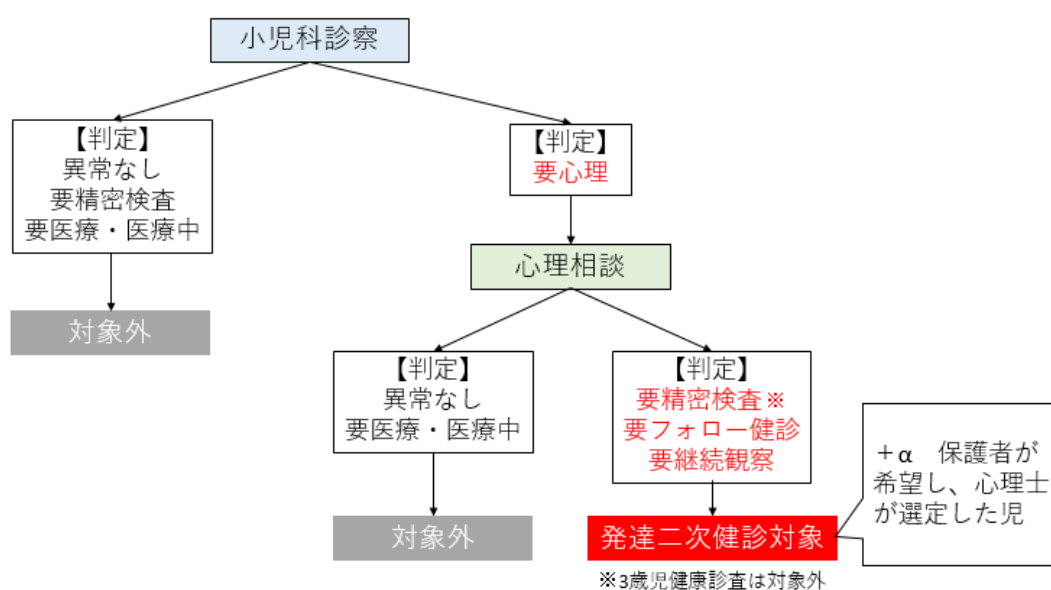
- 幼児健診（1歳6か月児健診、3歳児健診）の後、発達のフォローが必要なこどもを対象に、専門チームの医師が発達二次健診を行い、こどもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先につなぐ。
- 専門的見地から助言を行い、こどもの発達に関する保護者の不安や悩みを軽減するとともに、こどもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先へつなぐ。
- より詳しい診療や検査が必要な場合は、専門医療機関や療育機関を紹介する。

## (2) 対象者

以下①～③のすべてを満たす児（図1参照）

- ① 垂水区・西区在住の、1歳6か月児健診または3歳児健診の受診児
- ② 医師の神経学的所見で「要心理」の判定を受けた児
- ③ 心理士による心理相談で「要精密検査・要フォロー健診・要継続観察」のいずれかの判定を受けた児

図1. 発達二次健診対象者の選定



### (3) 従事者



- 診察医師：神戸大学医学部附属病院の小児科医師（子どもの発達の診療を専門）
- 保健師：垂水区役所、西区役所の保健師

### (4) 開始時期等

- 開始時期：令和5年10月～
- 診察日：週1日（5枠）
- 場所：垂水区役所、西区役所

<診察日スケジュール（イメージ）>

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※  発達二次健診（垂水区）、 発達二次健診（西区）

### (5) 受付方法

健診受診時等に、上記対象者へ案内し、予約を受け付ける。

### (6) 発達二次健診後のフォロー

専門チーム医師の診察による発達評価に基づき、適切な専門機関または支援機関（療育センター、神戸大学病院、地域の医療機関、こども家庭センター、区役所、児童発達支援事業所等）を紹介する。

## こべっこ発達専門チームによるモデル事業

### ②家族相談（イメージ）

#### （1） 目的

- 療育センター・こども家庭センターの待機期間短縮のため、まずは西部療育センター診療所を利用するまでの期間短縮を図る。
- 同診療所への療育相談を希望する保護者を対象に、専門チームの保健師・心理士・福祉職が相談対応に当たる。
- 専門的見地から助言を行い、こどもの発達に関する保護者の不安や悩みを軽減するとともに、こどもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先へつなぐ。
- より詳しい診療や検査が必要な場合は、専門医療機関や療育機関を紹介する。

#### （2） 対象者

西部療育センター診療所への療育相談を考えている垂水区・西区在住の未就学児

※医療機関及びこども家庭センターから西部療育センター診療所へ紹介された児  
については、引き続き同診療所において対応

#### （3） 従事者

- 保健師または福祉職
- 心理士

#### （4） 相談当日の流れ

- ① 保健師または福祉職が保護者から聴き取りし、心理士が対象児の行動を観察する。  
相談対応に当たっては、簡易な発達検査を行う。
- ② 対象児の発達の状況を踏まえた相談結果を口頭で説明し、保護者の困り事や不安に対する助言を行い、今後の相談先を紹介する。
- ③ 相談結果の内容を、後日文書で提示する。（提示の仕方や時期等は調整中）

### (5) 開始時期等

- 開始時期：令和5年10月～
- 相談日：週3日（3組/日・1組90分）
- 場 所：垂水区役所、西区役所

<相談日スケジュール（イメージ）>

月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

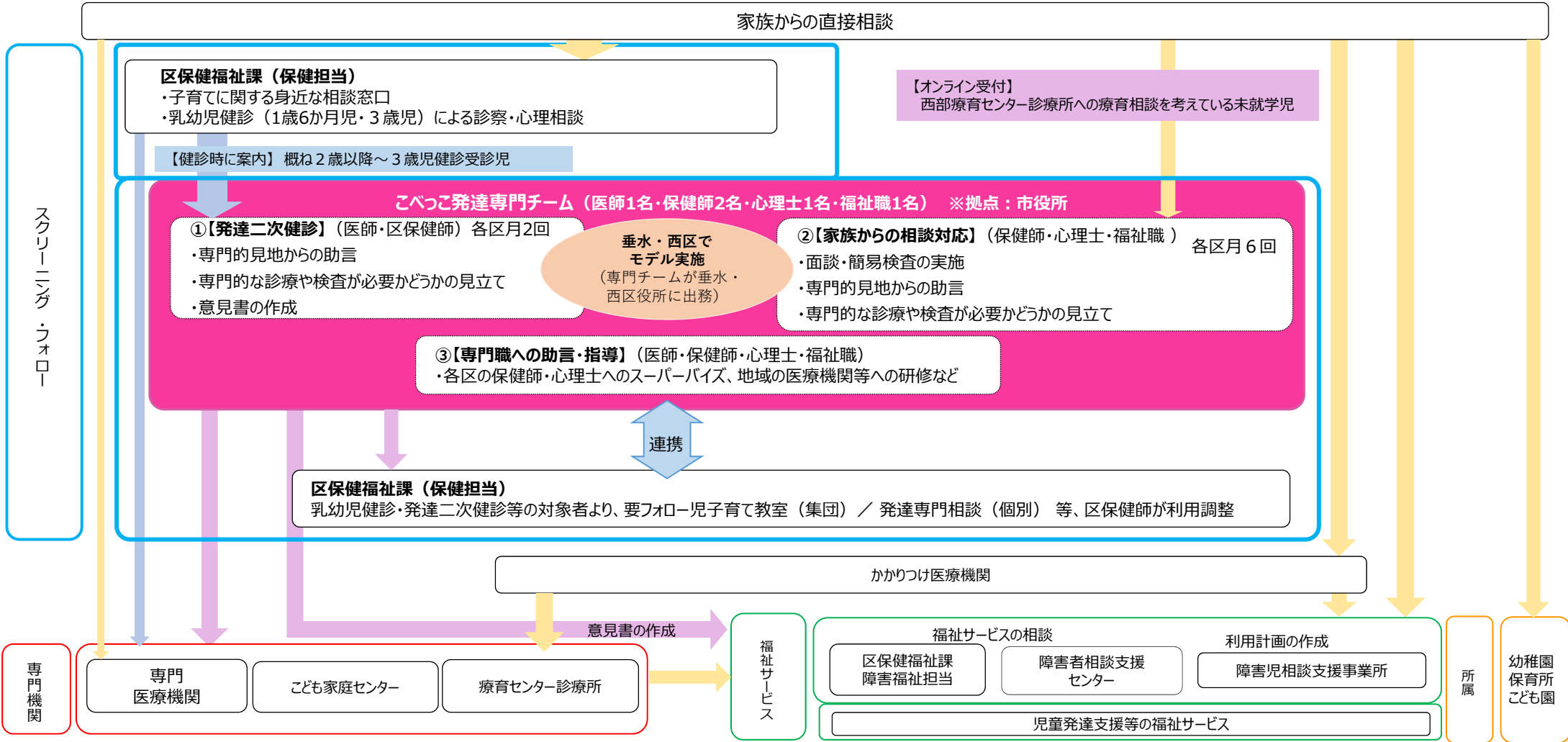
※ ○ 家族相談（垂水区）、○ 家族相談（西区）

### (6) 受付方法

オンラインによる事前申込

- ・市ホームページから受付
- ・相談日予約・子どもの情報について、事前にアンケート入力

### 発達相談支援体制の充実（イメージ）



## 神戸市の発達の良いになる子どもの相談支援体制について

## 【課題】

1. 関係機関が多く複雑で、市民や支援者にとって分かりにくい。

本市では、就学前の発達の良いになる子どもや障害児に対し、各区役所・こども家庭センター・療育センター・保育所・幼稚園の他、通級指導教室や児童発達支援事業所などが互いに連携し、重層的な支援を実施している。

一方で、関係機関が多様多様にあるため、それぞれの機関が担っている役割や機能、子どもの発達や障害に関する相談や支援の流れが複雑で、市民・支援者にとって分かりにくい。

2. こども家庭センター・療育センターの受付から相談（診察）までの待機期間が長期化している。

待機期間が長期化する要因として、以下が考えられる。

- ①発達障害への社会的な理解や認知の拡がりにより、子どもの発達に関する相談ニーズが増加
- ②子どもの発達に関する相談機関・支援機関の役割・機能について、支援者間の相互理解が不十分
- ③両センターにおいて、家族の不安から専門的な相談まで、幅広い内容が混在

## 【課題解決に向けた取り組み】

## 1. 「障害のある子ども・医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」の発行（R2.3）

⇒支援者にとってより使いやすいものとなるよう改訂予定（R5 予定）

## 2. 相談機関・支援機関の役割・機能の整理（R1・R2）

## 3. 相談機関・支援機関の役割・機能に関する広報（R3～）

[神戸市ホームページ]

## ① 「子どもの成長・発達に関する相談」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/hattatsusodan.html>

- ・ページを新設（R3.10）
- ・スマートフォンでの視認性向上、市民目線を意識したページ改修（R4）



## ② 「発達の相談・発達障害の診療を行っている医療機関」

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/iryokikan.html>

- ・子どもの発達の相談・発達障害の診療を行う医療機関リストを公表（R4.4）

【R5.5 現在】一般的な発達の相談が可能な医療機関 22 機関  
 発達障害（神経発達症）に関する専門的診療が可能な医療機関 18 機関



## ③ 「障害児通所支援事業所ガイド」

[https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien\\_jigyosho\\_guide.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_jigyosho_guide.html)

- ・地域の児童発達支援や放課後等デイサービスなど通所支援を行っている事業所のサービス内容が分かるガイドブックを公表

【R5.5 現在】市内約 180 事業所（全事業所の半数）を掲載



#### 4. 発達相談支援体制の充実（「こべっこ発達専門チーム」の新設）

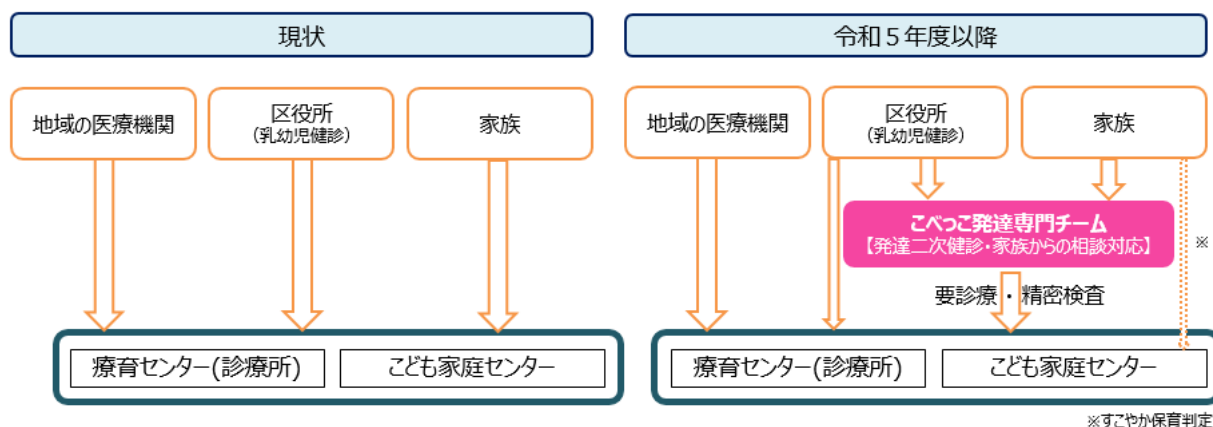
##### 【背景】

- ・子どもの発達に関する相談は、各区役所や地域の医療機関、こども家庭センターや療育センターなどの関係機関で対応している。
- ・発達障害に対する社会の理解が広がり、こども家庭センターでの発達相談・検査、療育センター診療所での診察・訓練など、専門機関の利用を希望される保護者が増加している。
- ・そのため、こども家庭センターにおける療育手帳の取得等に必要となる検査や、療育センター診療所における診察の待機期間が長期化しており、抜本的な対策が求められている。

##### 【事業の概要】

子どもの発達相談支援体制を充実させ、早期に診察や検査を受けられるように、医師・保健師・心理士・福祉職からなる「こべっこ発達専門チーム」（以下、専門チーム）を令和5年4月に発足した。

未就学児を対象に、①乳幼児健診後の発達二次健診、②家族からの相談対応を、同年10月より垂水区・西区でモデル的に実施する。専門チームで得られる知見やノウハウを横展開し、区の相談機能や乳幼児健診の充実を目指す。



##### ① 発達二次健診

- ・乳幼児健診（1歳6カ月児・3歳児）の後、発達のフォローが必要な子どもを対象に、小児の発達専門の医師による発達二次健診を実施し、専門的見地から助言を行い、子どもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先へつなぐ。
- ・より詳しい診療や検査が必要な場合は、専門医療機関や精密検査機関へつなぐ。

##### ② 家族からの相談対応

- ・保健師・ケースワーカー・心理士が、面談・簡易検査を行い、専門的見地から助言を行い、子どもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先へつなぐ。
- ・より詳しい診療や検査が必要な場合は、専門医療機関や精密検査機関へつなぐ。

##### ○専門チームの活動エリア

垂水区及び西区（西部療育センター対象区域）

##### 【期待する効果】

- ・子どもの成長や発達が気になる家族からの相談に対し、専門チームが対応することで、家族の不安や悩みを軽減し、適切な支援先へ早期につなぐことができる。
- ・専門チームで得られる知見やノウハウを全市展開することで、子どもの発達に携わる地域の関係機関全体の対応力が上がり、市民がより身近な地域で相談や支援を受けることができるようになる。



# 特別支援教育相談センター

就学相談と教育相談を行っています

078-360-2160

神戸市中央区東川崎町  
1-3-2総合教育センター内

## 5歳児の就学相談

### 相談内容

就学先の選択に関する情報の提供や個別の相談を行います。

#### ① 就学説明動画をWeb上でご覧いただけます

Q「神戸市 就学相談」で検索

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの特長が分かり、お子さまの学校生活のイメージがもてます。

#### ② 個別の就学相談（5月中旬～7月下旬）

必要であれば、お子さまの入学に際して気になることを直接相談できます。ご希望の場合、スマホで申し込めます。相談日時や場所を選択してください。

Q「神戸市 就学相談」で検索

## 学びの場の変更等の相談

### 相談内容

通常の学級から特別支援学級への入級や特別支援学校への転学など、学びの場の変更についての相談を行います。

#### 保護者様より直接当センターにお電話でご連絡ください

- ・学校と相談済みの場合は、その旨もお伝えいただけますと連携がスムーズにできます。
- ・相談内容については学校と共有し、お子さまにとっての最適な学びの場の選択の参考にしていただけます。

※上記の相談でお子さまの就学先が決定するわけではありません。

## 入学後の教育相談

お子さまが学校生活や学習面で困っているのはどうしてか、一緒に考えましょう。

### ● 学校からの相談申込

学校にセンター職員が訪問し、助言します。



相談センターをどのように利用するか、学校と保護者様と話し合っておきましょう。



### ● 面談・発達検査（必要に応じて）

相談センターが保護者様からの聞き取りとお子さまの発達検査を行います。その後、保護者・学校へ学校生活に関するアドバイスを行います。

### 通常の学級での様子を例に

#### 相談内容 学習場面で！

- ・文字の形が整えられず、枠の中に書けない。鏡文字になる。
- ・ひらがなや漢字がなかなか覚えられない。
- ・算数の一部（計算、文章題）が難しい。
- ・聞き違いや聞き逃しが多く、指示通りの行動がとれない。 など

#### 集団活動や遊びの場面で！

- ・順番を待つことが苦手。みんなと一緒に動きができない。
- ・思っていることをうまく話せないため、友達とトラブルになる。
- ・新しい場面や刺激の多い環境になると、どうしていいかわからない。
- ・思い通りにならないと混乱する。 など

### ● 保護者様からの相談

直接、電話相談も受け付け、必要に応じて学校と連携します。

「自分勝手」「わがまま」  
……というマイナス評価を  
受け自信や意欲をなく  
してしまいます。

※通常の学級、特別支援学級、  
特別支援学校、各学びの場  
において

困っていること、  
悩んでいることについて  
一緒に考えます。

どんなことが得意で、  
何が苦手なのかを知る  
お手伝いをします。

子供たち一人一人に応じた  
具体的な支援の方法を  
学校と一緒に考えていきます。



# 令和6年度就学予定のお子様

## 令和5年4月18日(火)～

しゅうがくせつめいかい

# 就学説明会を

どうがはいしん

# 動画配信します!



通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室など、さまざまな学びの場についての説明を行います。

## 神戸市ホームページをご覧ください。

Q「神戸市 就学相談」で検索

スマートフォンやパソコンでご覧になれない方のために

**同じ動画を会場**で流します。(質疑応答等の時間はございません。)

日時: 令和5年4月18日(火)10:30～12:00

受付開始10:00 定員約80名

場所: 神戸市総合教育センター6階 602号室  
神戸市中央区東川崎町1-3-2

駐車場はありませんので、周辺施設の駐車場をご利用ください。  
託児施設はありません。


申込み方法 神戸市ホームページから申し込みサイトに移動します。(3月20日から申込開始)

電話での問い合わせ先 神戸市教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課

特別支援教育相談センター

☎078-360-2160

# 気になること、相談してみませんか？



小学校に行くの、ドキドキするなあ

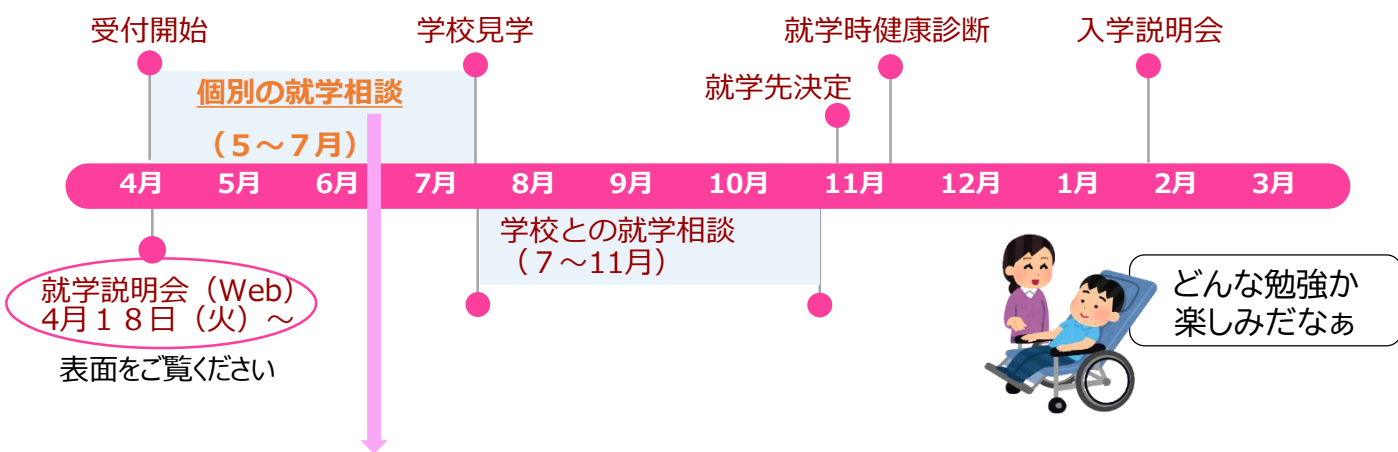
小学校に入学してから、友達とうまくやっていけるかな…。

1年生になったらがんばるぞ

特別支援学校と特別支援学級はどんな違いがあるのかなあ

まずは、**就学説明会の動画を**ご覧ください。

## 就学先が決まるまでの流れ(目安)



## 個別の就学相談(5月中旬~7月下旬)

神戸市ホームページをご覧ください。 [Q「神戸市 就学相談」で検索](#)



**スマホで申込** 相談日時や場所はスマホで申し込めます。

**4月18日から受付を開始します。**



個別に相談することで、より具体的にお子さまの学校生活のイメージがもてます。

※この就学相談において就学先が決定されることはありません。

## 個別の就学相談の内容例

特別支援学校に関すること

特別支援学級に関すること

通常の学級に関すること

医療的ケアに関すること

通級指導教室に関すること



相談の担当者は、教育委員会指導主事(教員)、インクルーシブ相談員(元校長先生)、通級指導教室担当者(幼稚園教員)などです。

令和 5 年 7 月  
療育ネットワーク会議

### 特別支援教育相談センターの状況

#### 1 就学相談

##### (1) 5 歳児の就学相談

###### ① 就学説明会

今年度（R5 年度）は、4 月 18 日より就学説明の動画を Web 配信した。同日に神戸市総合教育センターにて、Web 配信を見ることができない方のために Web 配信と同様の動画を見ていただく場を設け 5 名の参加者があった。

###### ② 個別の就学相談

今年度は、個別の就学相談の申込を 4 月 18 日より開始しており、260 件（5 月 16 日時点）の申し込みがある。

###### ◆療育センター会場の申し込み件数 (人)

	まるやま学園	のぼら学園	ひまわり学園	合計
令和 5 年度	25	31	14	70
令和 4 年度	30	23	9	62

###### ◆6 会場の申し込み状況 (人)

	KEC	北区文化 C	有野小	糀台小	東灘区文化 C	北須磨文化 C	合計
令和 5 年度	70	14	5	21	53	27	190
令和 4 年度	61	17 (しあわせの村)	9	26	31	11 (竜が台小)	155

※令和 5 年度は 5 月 16 日時点、令和 4 年度は 5 月 11 日時点での状況

###### ◆昨年度（令和 4 年度）の個別の就学相談の実績

		個別の就学相談 総数 358			
進学先	通常の学級	特別支援学級	特別支援学校	市外	
人数	166	146	42	4	

##### (2) 学びの場の変更

就学後においても子供の育ちを見通しながら柔軟に学びの場を見直す必要があり、学校園からの特別支援学級への入級や特別支援学校への転学等についての相談に対し、助言を行う。今年度より、小学校から特別支援学校へ学びの場の変更を検討している児童の状況を把握するため、保護者より学校に相談があった場合に相談センターに学校から一報を入れるよう協力依頼を行っている。

#### 2 教育相談

令和 4 年度実績（令和 3 年度実績）

○学校・保護者相談電話 2878 件（1768 件）

○教育相談受付 686 件（469 件） ○学校訪問件数 850 件（772 件）

○検査面談件数 324 件（360 件） ○医療教育相談実施件数 118 件（155 件）

※令和 3 年度は、新センター立ち上げ準備のため 12 月末までで新規申込をストップした

## 福祉局障害福祉課（発達障害者支援センター）

## 令和5年度 サポートブック作り方講座の開催について

## 1. 令和5年度実施方針

サポートブックの存在を周知し、その活用を促していくための「保護者向け研修」、また保護者等へ助言等を行える支援者を養成するための「支援者向け研修」を、各区役所（10箇所）を拠点に開催する。

## 2. 研修講師（委託先）

社会福祉法人 三田谷治療教育院

## 3. 支援者向け講座

【内容】サポートブックの理解、保護者等への助言方法など

【対象】幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童発達支援センター・事業所等の支援者や行政職員

【定員】各区30名（定員を超えた場合は抽選）

【日程】

区役所	開催日	時間	区役所	開催日	時間
東 灘	8/28(月)	15:30～17:00	北 神	10/16(月)	15:00～16:30
灘	9/1(金)	15:30～17:00	長 田	10/13(金)	15:30～17:00
中 央	9/11(月)	15:30～17:00	須 磨	9/8(金)	15:30～17:00
兵 庫	8/21(月)	15:30～17:00	垂 水	10/23(月)	15:00～16:30
北	10/6(金)	15:00～16:30	西	10/30(月)	15:00～16:30

※講習内容は各回同じ。在勤区と日程が合わない場合は、他区への申込可。

【募集開始】令和5年7月10日（月）

【募集方法】広報こうべ8月号、発達障害者支援センターHP、委託先HP等

## 4. 保護者向け講座

【内容】サポートブックの理解、サポートブックの書き方など

【対象】発達の気になる子どもの保護者（就学前の児童3～6才程度）

【定員】各区30名（先着順・参加できない場合のみ連絡あり）

【日程】

区役所	開催日	時間	区役所	開催日	時間
東 灘	11/22(水)	10:00～11:30	北 神	10/16(月)	10:00～11:30
灘	11/16(木)	10:00～11:30	長 田	12/12(火)	10:00～11:30
中 央	11/10(金)	10:00～11:30	須 磨	12/18(月)	10:00～11:30
兵 庫	12/5(火)	10:00～11:30	垂 水	10/23(月)	10:00～11:30
北	10/6(金)	10:00～11:30	西	10/30(月)	10:00～11:30

※講習内容は各回同じ。居住区と日程が合わない場合は、他区への申込可。

【募集開始】令和5年9月8日（金）

【募集方法】広報こうべ9月号、発達障害者支援センターHP、支援者からのお声がけ等

## 次期障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定について

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 計画概要

神戸市障がい者プランは以下の3計画で構成されています。

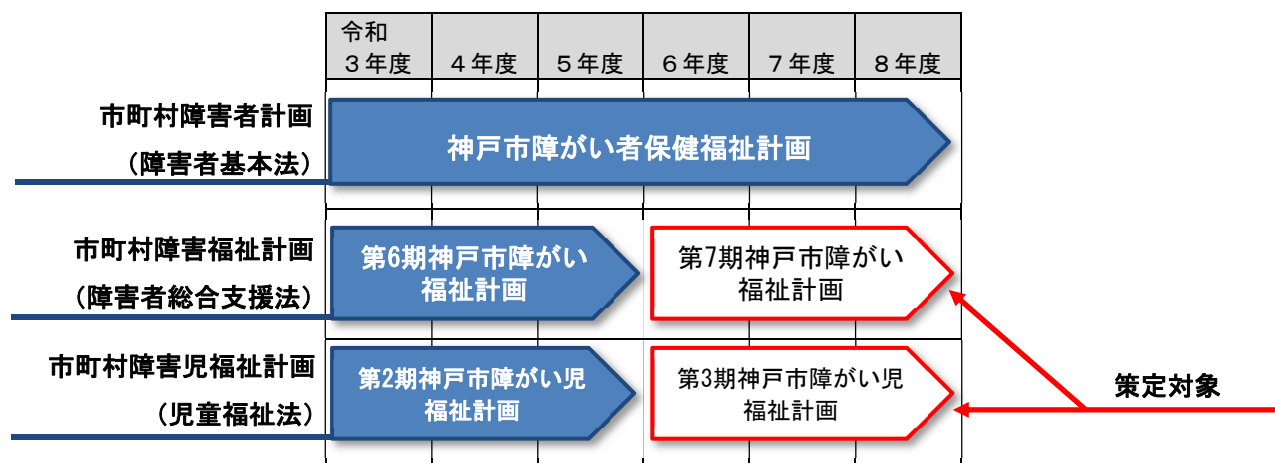
- 神戸市障がい者保健福祉計画・・・ 障害者基本法に基づく市町村障害者計画
- 第6期神戸市障がい福祉計画・・・ 障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画
- 第2期神戸市障がい児福祉計画・・・ 児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画

次期計画である『第7期神戸市障がい福祉計画』及び『第3期神戸市障がい児福祉計画』は、障害児・者間の切れ目のない施策立案・実施を重視し、一体的な計画として策定します。

また、両計画と『神戸市障がい者保健福祉計画』とは、神戸市における障害者の福祉施策について、互いに連携し整合性をとりながら推進していく必要があるため一体的なものとして策定します。

#### (2) 計画期間

次期計画『第7期神戸市障がい福祉計画』及び『第3期神戸市障がい児福祉計画』は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画として策定します。



#### (3) 国の基本指針について

国の基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されるものです。市町村はこの基本指針に即して、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定することになります。

#### (4) 策定根拠

##### ◆市町村障害者計画（現計画：神戸市障がい者保健福祉計画）

市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

現計画は令和8年度までの計画期間のため、今回の策定作業対象外です。

###### 障害者基本法（抜粋）

第11条第3項 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第6項 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項（※）の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。

（※第36条第4項の合議制の機関：神戸市障害者施策推進協議会）

##### ◆市町村障害福祉計画（策定対象：第7期神戸市障がい福祉計画）

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

###### 障害者総合支援法（抜粋）

第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。 [2～6略]

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下、「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。 [4～5略]

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

##### ◆市町村障害児福祉計画（策定対象：第3期神戸市障がい児福祉計画）

障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や必要な量の見込み等を定めるものです。

###### 児童福祉法（抜粋）

第33条の19 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めるものとする。 [2～6略]

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。 [2～5略]

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

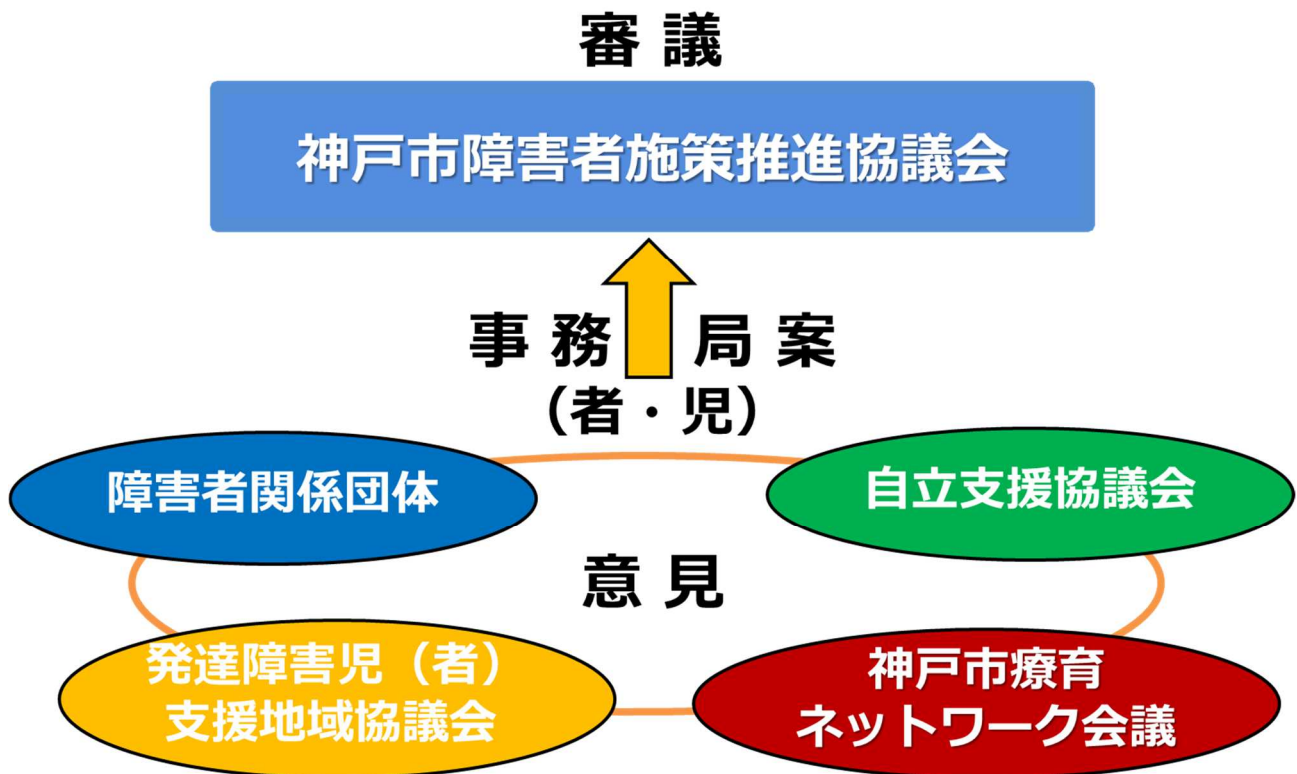


## 2 計画策定の方法等について

### (1) 神戸市における計画の策定にあたって

#### ①策定方法

本計画策定に向けた審議は神戸市障害者施策推進協議会にて行うものとします。また、国の基本指針において求められているとおり、地域の実情を把握するため、障害者関係団体からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議、発達障害児（者）支援地域協議会など障害福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行うこととします。



## ②策定スケジュール（案）

計画の策定スケジュール（案）は以下のとおりです。

年・月	業務内容	推進協	
R5 5月	国より次期計画指針の提示		
6月	基礎資料及び統計資料等の整理・分析 (6・2計画の評価等)	ヒアリング 調査企画・ 調整	
7月	計画素案作成作業 (成果目標策定、 見込量推計⇔目標 量の設定、確保策 検討)	【兵庫県】 R4実績まとめ ヒアリング 調査実施・ 分析	第1回 7月24日
8月		【兵庫県】 R6-R8見込まとめ	
9月	計画素案（事務局案）の提示		第2回 (9月上旬)
10月	委員意見等ふまえた 計画素案調整作業		
11月	計画素案（調整版）の提示、承認		第3回 (11月中旬)
12月	パブリックコメント		
R6 1月			
2月	計画案（最終版）の提示、承認		第4回 (2月中旬)
3月	計画の確定、公表		

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

資料9

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

### 3. 基本指針見直しの主な事項

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

#### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

#### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

#### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

#### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

#### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

#### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

### ④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## 5. 活動指標

### ①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数 【新設】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） 【新設】

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

### ⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数 【新設】

### ⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置 【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 【新設】

### ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み 【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み 【新設】

## 次期障がい児福祉計画の策定に向けた当会議の意見提出について

## 【神戸市療育ネットワーク会議における主な課題と方向性】

(神戸市障がい者プラン令和3年3月策定より)

- ・就学前における障がい児等の支援については、関係機関のそれぞれの役割や、障がい等の早期発見から支援までの流れが、市民及び支援者にとってわかりにくいこと等が課題となっている。
- ・各区役所、こども家庭センター、療育センターそれぞれの役割を整理し、これらの公的機関や民間の相談支援事業所や児童発達支援事業所、医療機関等への支援の流れを市民に分かりやすく広報することが近々の課題である。
- ・関係機関でネットワークを構築し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもの特性やライフステージに応じた支援を行う。

## 【次期障がい児福祉計画の策定に向けた主な課題と方向性】

	主な課題	方向性
①	それぞれの関係機関の役割や支援の流れを市民や関係機関等に対し、引き続き周知する必要がある。 また保健・医療・福祉・教育の各機関において、特に分野の異なる機関相互の役割・機能の理解が十分ではない。	関係機関のそれぞれの役割や支援の流れを、神戸市ホームページ等を通じて市民及び関係機関に対しわかりやすく広報していく。 また各分野の関係機関が会する会議や研修を通じて、相互の役割・機能の理解を深めながら、一層の連携を図ることで、支援が必要な子どもを地域で支えていく仕組みの構築に取り組む。
②	こども家庭センター、療育センターの相談の受付から利用するまでの待機期間が長期化している。	各センターにおいて職員の確保・育成や効率的な運営に取り組むとともに、『こべっこ発達専門チーム』のモデル事業により待機期間の短縮を図る。あわせて子どもの発達に携わる関係機関の在り方を再整理し、身近な地域における対応力の向上に取り組む。
③	就学時における子どもの情報を、保護者の理解を得ながら、就学先と適切に情報共有する必要がある。	就学前後の関係機関での支援情報の共有を進めることで、子どもの特性に沿った学びを提供し、切れ目のない支援に取り組む。
④	教育・保育現場での子どもの発達に関する人材育成を図る必要がある。	専門家による保育所等への巡回指導を強化し、現場の実情やニーズに沿った研修内容を検討するなど、発達の気になる子どもに適切に対応できる教育・保育人材の育成に取り組む。

神戸市療育ネットワーク会議「第8回 就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」  
議事要旨

(日 時) 令和5年3月9日(木) 15:00~17:00

(場 所) センタープラザ西館6階9号会議室

○…委員意見・質問      ●…所管部署等の説明      ※いずれも要約

1. 神戸市療育ネットワーク会議「就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」について  
＜事務局より、これまでの経過と今回の会議の趣旨について説明＞

2. 神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について

(1) 発達支援体制の充実について

＜事務局より、資料1、資料2について説明後、質疑応答＞

(こべっこ発達専門チーム(以下、専門チーム)全般)

○現在、西部療育センターとこども家庭センター(垂水区・西区)には、年間での程度の相談が寄せられているのか。

●現状として、概数となるが、地域の医療機関から約40件(すべて西部療育センター)、区役所から約180件(うち、こども家庭センターへ約170件、西部療育センターへ約10件)、家族から約450件(うち、こども家庭センターへ約340件、西部療育センターへ約110件)である。特に家族から直接入っている相談について、専門チームが介入することで、専門機関であるこども家庭センターと西部療育センターへ繋がれる件数を減少させたいと考えている。

○専門チームが行う対応見込み件数について、二次健診は各区月2回(5件以内/回)、家族相談は各区月6回(3件以内/回)を想定中とのことだが、どのような考え方で算出しているのか。

●西部療育センターへ直接入る家族からの相談件数(約110件)と、こども家庭センターに直接入る家族からの障害相談のうち垂水区・西区の未就学児の割合を考慮して得た推定値約340件をベースに、概ね3歳児までを二次健診で、4・5歳児を家族相談で対応することを基本に算出した。二次健診は1件当り30分以内、家族相談は1件当り90分以内を想定している。

○専門チームからのつなぎ先に「かかりつけ医療機関」とあるが、どのような意味か。

●専門チームでの対応後、専門的な診療が必要であれば療育センターを含む市内の専門医療機関へつなぐ。「かかりつけ医療機関」については、乳幼児健診で対応いただいた医師に専門チームでの対応内容をフィードバックするようなケースなど、かかりつけ医との連携がありうると想定し例示している。

○「こべっこ発達専門チーム」の活動を垂水区・西区でモデル的に実施するとのことだが、今後この2区以外への展開を予定しているのか。

●特に待機期間が長くなりがちな西部療育センターの待機期間を短縮したい。同センターは垂水区・西区を担当しており、この2区でモデル事業を行う。今年10月から開始し、1~2年で待機期間を1~2カ月以内まで短縮することを目指している。他区展開については、モデル事業の取り組みや成果を検証の上、判断する。



### (二次健診)

- 二次健診の医師について、神戸大学から招聘とのことだが、発達障害の専門医が出務するのか。
- そのとおり。神戸市と神戸大学との間で協定を締結し寄附講座を設置しているが、神戸大学から療育センターやこども家庭センターへ医師を派遣していただき、診療支援等を行っている。
- 二次健診当日に来ない場合は、不適切な養育など家庭問題に起因する要因における無断欠席の可能性も考えられるので、専門チームと区役所とでよく連携して対応してほしい。

### (家族相談)

- 専門チームの相談対応は、必要と判断された方は医療や精密検査へと繋げるとのことだが、健診や検査が必要ないと判断された方へのフォローアップはあるのか。
- 相談当日に面談と簡易検査を実施し支援方針を口頭でお伝えする。相談後、2週間後から1か月以内に支援方針を文書でもお渡しすることを想定している。
- 専門的な対応が必要ではない場合は、区役所に相談内容を引き継ぎ、相談者には今後何かあれば区役所に相談していただくようお願いしたいと考えている。区役所で子育てに関する相談や児童発達支援などの福祉サービス利用について相談に応じる。
- 療育センターでは、症状が重度の方に対して早期にリハビリや医療を提供したい。かかりつけ医等を中心に地域の中で福祉支援ネットワークを作り、保育所のすこやか保育等の園所とも連携できるようにするとのこと。
- 4・5歳児のつなぎ先について、児童発達支援等の福祉サービスにもつながるとあるが、就学相談とはどのように関係していくのか。
- 家族相談の中で保健師等が面談し、必要があれば福祉サービス等につなぐ。また、就学相談の対象年齢である5歳児については、教育委員会とよく連携していくことになる。
- 家族相談で使用する簡易検査ツールは何か。
- どのような検査ツールを使用するのかについては検討中である。
- 家族相談においては、支援機関に確実につなぐところまで対応してほしい。また、受付時点での相談者の状況から、親へのサポートも必要と判断されるような場合には、専門チームでの相談日を待たずに、例えば区役所等で相談を始めていただくなど、柔軟な対応を検討していただきたい。
- 保育園等に所属する児童が集団の中でうまく適応できない場合に、保育園等の所属から専門チームに相談することはできるのか。
- 所属からの相談は想定しておらず、家族から直接ご相談いただくことになる。

### (研修)

- 子どもの発達に関する地域の医療機関を対象とした研修は、現状どのようなことを行っているのか。この度、新たに研修を予定しているとのことだが、市医師会を通じて行うのか。
- 例年、国の補助事業である「かかりつけ医等発達障害対応力向上研修」を兵庫県や県医師会・市医師会と共催して開催している。また、寄附講座での子どもの発達支援研修会を開催している。専門チームで得られた知見やノウハウを全市展開したいと考えており、地域の医療機関の先生方を対象とした研修を実施したい。市医師会をはじめ関係機関にご協力いただき、取り組んでいきたい。
- 「かかりつけ医…研修」は、開業医の先生方が地域の中で関係機関とのネットワークを築いて頂く目的もある。例えば、市こども家庭局において、市内の障害児通所支援事業所（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）の施設内容を「障害児通所支援事業所ガイド」としてまとめ、市ホーム

ページで公表している。福祉サービスなど、医療以外の分野について地域の医師に知っていただくことで、地域における多職種との連携を進めていくことが必要。

- 二次健診マニュアル（スクリーニング基準）が作成されれば、地域のかかりつけ医がマニュアルを基に子どもの発達のスクリーニングをすることが可能になるかと思う。一方で、小児科のいない地域では、かかりつけ医での対応が難しい場合もあるので、専門の医師の支援をいただきたい。

#### （広報）

- モデル事業は垂水区・西区で限定して行われるが、モデル事業の対象になる・ならないで、市民の間で困惑感や不公平感が出てこないよう、丁寧な説明に努めてほしい。
- 専門チームの取り組みは、子どもや親にとってより良い仕組みにしていくためのものであることを周知し、正しく理解してもらえるよう取り組んでほしい。関係機関への周知も非常に大切。

#### （他都市の取り組み）

- 鳥取・札幌など、5歳児健診を実施している自治体もある。5歳児健診を実施することで、その子に適した対応ができ、不登校やいじめ等の二次的な問題が減少したという論文もある。神戸市も専門チームでの取り組みに加え、同様の健診について検討されてもよいのではないか。
- 5歳児健診を実施している自治体を見渡すと、5万人や十万人単位といった比較的小規模から中規模の都市で行われている傾向がある。過去に神戸市でも5歳児健診を実施してはどうかと提案したことがあるが、検討してみると神戸市のような人口が百万人を超え、かつ市域が広い政令指定都市で実施することは移動の問題などがあり、全市で大規模に健診を行うことが非常に難しい。
- 保育園や幼稚園など集団に所属する中で初めてADHD等が見つかるケースもあるため、5歳時などで状況を見つめ直すという観点は大切。

#### （その他）

- 療育センターの診療は、受け付け順に案内していると聞く。早期の対応が必要な方や医療機関から紹介された方に対しては、優先的に診療するなどの対応があるとよい。
- 乳幼児健診から療育センターにつなぐ目安となる指針を各区保健師に示している。地域の開業医の先生から紹介されるケースについて、できるだけ早く対応するなど工夫している。
- 乳幼児健診の結果、精密検査が必要と判定された場合、療育センターでは総合療育センターのみが対応している。そのため、例えば、灘区で乳幼児健診を受けた方の場合、総合療育センターで精密検査を受けていただき、その結果、療育が必要な場合は、灘区を担当する東部療育センターを利用していただくことになる。
- 専門チームによる二次健診・家族相談の対象から漏れてしまう方も出てくると思われる。

## （2）特別支援教育相談センターの状況/就学相談について

### ＜事務局より、資料3、資料4、資料5、資料6について説明後、質疑応答＞

- 改訂以前のネットワークプラン様式を使用している場合、引き続き使用することができるのか。
- 引き続き使用して構わない。進級のタイミングで随時変更や追記があるため、学校と保護者が合意の上で、新たな様式にまとめていくことも可能。

- 新しいネットワークプラン様式には、学習面の記載欄がない。就学すると親の悩みは学習面が多くなるがどうか。
- 就学相談時の入力内容は、就学相談時点で5歳の方についての項目となるため、在籍園での様子や支援状況を書いていただくことになる。学年が上がると、学校での支援状況や配慮などを加筆修正する。学校での学習面での様子などが入学後は書き加えられていく。
- ネットワークプランの内容は保護者に提供されるのか。
- ネットワークプランは学校が管理するものであるが、保護者には毎年度当初に印刷してお渡ししている。保護者同意の下、在学中の支援情報を卒業後に特別支援学校や就労先につなぎ、指導や支援が継続されるようにしている。
- 最近では、ハローワークでも就労に向けてこれまでの支援情報を活かそうという動きがある。支援者が変わっても対応できるよう、支援情報をつなぐことが非常に大切。
- 児童発達支援に通う5歳児の保護者から、ネットワークプランを作成する過程で子どもの状況を可視化でき、安心して就学の準備が進められるとの意見を頂いている。
- ネットワークプランの学校内での周知について、管理職やコーディネーターは知っているが、担任などの教員まで十分周知しきれていないところがある。引き続き周知を続けてほしい。

### 3. サポートブックの普及啓発について

＜事務局より、資料7、資料8、資料9、資料10について説明後、質疑応答＞

(全般)

- 全国の自治体でも様々なサポートブックが作られているが、利用に当たっての周知が十分でない状況。神戸市でも神戸版サポートブックを作成しているが、なかなか普及が進んでいない状況。しかしながら、サポートブックは幼少期からの子どもの情報を支援者に的確に伝える意味において貴重なツールであり、作成過程で家族同士のつながりもできるように思う。
- サポートブックの作成を通じ、子どもの良いところや強み・関わり方に親自身が改めて気づき、子育てに前向きになるものであってほしい。そのような普及啓発していただきたい。
- サポートブックは保護者にも本人にとっても有益。作成が任意だけに、いかにして書いてもらえるのが大事。書くべきポイントや書く時期などの判断が難しいので、支援者がサポートブックの作成をサポートする仕組みがあるといい。
- 保護者が子どものことを支援者へ口頭で伝えることができるとしても、サポートブックを活用することで、将来のために子どもの記録を残し、今後の支援者に伝えることができる。その大切さを周知できれば、サポートブックの普及につながるのではないか。

(幼稚園・保育所等での活用)

- 幼稚園や保育所において、サポートブックは活用されているか。
- 保育所ではサポートブックが普及していないと感じる。保育士が保護者と会話する中で子どもの気になることを聞くことが多い。保育士からサポートブックをお勧めする機会も少ない。
- 幼稚園や保育所に入る前の段階で、保護者にサポートブックの普及が進むようになれば、保護者と教員・保育士が共通理解をして情報共有し、より適切な指導・援助ができるようになると思う。

- サポートブックを活用して子どもの成長の記録を残すことが大事。そのことを保護者に伝えることで、サポートブックの普及につながるのではないかと思う。
- サポートブックとネットワークプランでは、記載内容が重なる部分がある。重複部分を整理しつつ、連続性を持ったものにできれば望ましいのではないか。

(成人後の観点)

- 少し視点が異なるが、障害者が高齢分野に移る時にも同様の課題がある。65歳になり介護保険制度へシフトする際に、県の様式を使ってその人をケアマネージャーにスムーズにつなぐ。子どもが成人し、高齢期にいずれなることから、将来スムーズに連携していくために、支援者・本人・家族も先のことを見越して考えていくことが大事。
- 就労を迎える時期に本人や保護者から精神科医に相談があった際に、幼少期の記録がないため、二次的な精神的な疾患なのか元々の状態なのか区別がつきにくいことがあると聞いている。
- 子どもの場合18歳で成人し、福祉制度などのサービスが変わる。療育センターでも20年程前に通院していた方が、初診時のことを知りたいと来られる方が毎年10人程度いる。各機関で記録に残していくことは非常に大切。

(その他)

- 医療機関受診時に、サポートブックのサマリーなど、簡単な記録が別冊としてあれば、小さい頃のこと分かるので、診断において参考になり、非常に助かると思う。
- 通院・入院時等にサポートブックがあれば、医療スタッフにおいてより配慮して対応することができる。中には分厚いサポートブックを持ってこられる方もいるが、簡単にまとめた形で情報提供していただけるようなミニマムなものがあればありがたい。
- 例えば母子健康手帳の別冊のような形でまとめられるようなものがあったらよいと思う。

# 神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議（概要）

## 1. 趣 旨

本市では、就学前における障害児等の支援を、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

そこで、就学前の発達のご案内になる子ども（\*）の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図るため、検討会議を開催する。

なお、この会議は「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として位置付けるものとする。

### \*「発達のご案内になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

## 2. 委員（令和5年度）

※五十音順・敬称略

委 員	兵庫教育大学大学院 教授	井澤 信三
	神戸市障害者基幹相談支援センター 統括コーディネーター	柏谷 明子
	神戸女子大学 教授	植戸 貴子
	兵庫県立こども発達支援センター長	大橋 玉基
	神戸市医師会 公衆衛生担当理事	越智 深
	神戸大学 名誉教授／神戸市総合療育センター診療担当部長 ※会長	高田 哲
	社会福祉法人神戸YMCA 福社会 発達支援事業統括	谷川 尚
	神戸市私立幼稚園連盟 副理事長	綱本 慎一
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	関西学院大学 名誉教授	日浦 直美
	兵庫県LD親の会たつの子 副代表	三島 佳世子

行政関係者	こども家庭局副局長	丸山 佳子
	こども家庭局部長（医務担当）	三品 浩基
	こども家庭局家庭支援課課長（母子保健担当）	小澤 恵
	こども家庭局家庭支援課課長（発達支援調整担当）	土井 信忠
	こども家庭局総合療育センター課長（相談診療担当）	疋田 みわ
	こども家庭局幼保事業課長	立石 智久
	こども家庭局幼保事業課課長（指導研修担当）	下西 由佳
	こども家庭局こども家庭センター課長 （発達相談・判定指導担当）	吉岡 真理
	福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
	福祉局障害福祉課課長（発達障害者支援担当）	岡本 和久
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課長	上野 昌稔
	教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課課長 （特別支援教育相談センター担当）	大西 道代
	兵庫区保健福祉部保健福祉課長	石田 明稔

### 3. 実施状況

第1回：令和2年 2月 13日      第2回：令和2年 7月 28日

第3回：令和2年 12月 17日      第4回：令和3年 3月 25日

第5回：令和3年 7月 29日      第6回：令和3年 12月 16日

第7回：令和4年 11月 10日      第8回：令和5年 3月 9日

第9回：令和5年 7月 25日

神戸市療育ネットワーク会議  
「就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」について

【検討課題】

- (1) 相談窓口
  - ① 整理・役割分担の明確化
  - ② 受付から相談までの待機期間の短縮
  - ③ 小学校入学へのつなぎ
  
- (2) 支援の充実
  - ① 支援する側にもされる側にも分かりやすい情報内容の整理
  - ② 行政機関だけでなく、医療機関と障害児相談支援事業所等とが連携して支援
  
- (3) 情報共有
  - ① 就学時の支援情報の提供
  - ② 支援情報の一元管理・システム化

【実施状況】

	実施日	議題
第1回	R2. 2. 13	検討課題、神戸市における発達のご案内になる子どもの支援体制、神戸市の乳幼児健診、就学前の発達支援体制検討にかかる実態調査
第2回	R2. 7. 28	神戸市の発達相談の現状、相談窓口の整理・役割分担の明確化
第3回	R2. 12. 17	こども家庭センター調査、こうべ学びの支援センター 神戸市の発達相談支援体制
第4回	R3. 3. 25	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制(役割・機能の整理) 就学時のつなぎ・情報連携
第5回	R3. 7. 29	就学相談、就学先への情報共有
第6回	R3. 12. 16	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制(市HP「子どもの発達に関する相談」) 就学時のつなぎ・情報連携(就学相談、ネットワークプラン) サポートブック
第7回	R4. 11. 10	就学時のつなぎ・情報連携(特別支援教育相談センター、個別の就学相談を活用した情報の流れ) 神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制(相談支援機関の広報、支援の流れ)

第 8 回	R5. 3. 9	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について (専門機関(こども家庭センター・療育センター)の待機期間長期化に対する新たな取り組み「発達相談支援体制の充実」、特別支援教育相談センターの状況)、サポートブックの普及啓発について
第 9 回	R5. 7. 25	神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について(発達相談支援体制の充実、就学相談、サポートブック)、次期神戸市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について